

紀美野町第 1 回定例会会議録

平成 2 8 年 3 月 1 5 日（金曜日）

○議事日程（第 4 号）

平成 2 8 年 3 月 1 5 日（金）午前 9 時 0 0 分開議

- 第 1 議案第 4 号 紀美野町あき地の適正管理に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 5 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第 3 議案第 6 号 紀美野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 7 号 紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 1 2 号 紀美野町税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 1 3 号 紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 1 4 号 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 1 5 号 紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 1 6 号 紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 1 0 議案第 1 7 号 紀美野町毛原水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 1 8 号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 1 9 号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 2 0 号 和歌山県と紀美野町との間の行政不服審査法第 8 1 条第 1 項に規定する機関の事務の委託について
- 第 1 4 議案第 2 1 号 辺地総合整備計画の変更について
- 第 1 5 議案第 2 2 号 公平委員会委員の選任の同意について
- 第 1 6 議案第 2 3 号 教育委員会委員の任命の同意について
- 第 1 7 議案第 2 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 第 18 議案第 26 号 平成 27 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 19 議案第 28 号 平成 27 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 20 議案第 29 号 平成 27 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 21 議案第 31 号 平成 27 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 22 議案第 32 号 平成 27 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
-

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 22 まで

○議員定数 12 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	南 昭 和 君
2 番	上 柏 皖 亮 君
3 番	七良浴 光 君
4 番	町 田 富枝子 君
5 番	田 代 哲 郎 君
6 番	西 口 優 君
7 番	北 道 勝 彦 君
9 番	伊 都 堅 仁 君
10 番	美 野 勝 男 君
11 番	美 濃 良 和 君
12 番	小 椋 孝 一 君

○欠席議員

8 番 向井中 洋 二 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	牛 居 秀 行 君
企画管財課長	中 谷 嘉 夫 君
住 民 課 長	増 谷 守 哉 君
税 務 課 長	西 岡 秀 育 君
保健福祉課長	宮 阪 学 君
産 業 課 長	大 窪 茂 男 君
建 設 課 長	井 村 本 彦 君
総務学事課長兼 教 育 次 長	前 田 勇 人 君
生涯学習課長	岩 田 貞 二 君
会 計 管 理 者	西 切 博 充 君
水 道 課 長	田 中 克 治 君
まちづくり課長	西 岡 靖 倫 君
美 里 支 所 長	西 敏 明 君
国体推進課長	南 秀 秋 君
代表監査委員	向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 大 東 淳 悟 君

書 記 中 谷 典 代 君

開 議

○議長（小椋孝一君） 皆さん、おはようございます。早朝より、御苦労さまでございます。

向井中議員から欠席届が出ていますので、御報告します。

規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（小椋孝一君） それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第4号 紀美野町あき地の適正管理に関する条例の制定について

○議長（小椋孝一君） 日程第1、議案第4号、紀美野町あき地の適正管理に関する条例の制定について、議題とします。

これから質疑を行います。

6番、西口 優君。

（6番 西口 優君 登壇）

○6番（西口 優君） 空き地に関するという部分の中で、罰則規定というのは現実問題として書かれていない。そうしたときに、実行性ということについては、どのように考えているのか。もし、やってくれよという中で、やってくれなかった場合はどうなるのかと思ってしまうわけですよ。だからその点についてはどのように考えているんですかね。

それと、この2条の1に地目の農地を除くとなっています。そうしたときに、これからますます農業従事者が高齢化になってくる中で、現実問題として、そういうふうになったらどうするんだという考えを尋ねたいと思います。

（6番 西口 優君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

（住民課長 増谷守哉君 登壇）

○住民課長（増谷守哉君） おはようございます。西口議員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、罰則規定が入っていないということでございます。県内に同じような条例をつくっている5つの市町村がございます。その中で3つの市町村で罰則規定がつくられて

ございます。今回の条例に不良状態になっている、または危険性があることで措置命令をしたが従わない場合は、行政代執行及び罰則規定を行うことが、この条例の中に入れることは可能となっております。しかし、土地所有者等から、この町の対応についての異議があつて、訴訟等、もし罰則規定を設けて、また行政代執行で山林を刈ったり、宅地の草を勝手に行政が刈るということになりまして、それに不服があつた場合には、司法による不良状態の判断ということになってくるかと思います。それが、近隣に迷惑をかけているという判断が司法でなされる中で、この条例ではそういうことをするというで位置づけているのですが、そういう形で、草の生え方がどのぐらいの高さでという基準がない。また法的にこういう規定が全くつくられていないということで、非常に判断が難しいということもあります。そういうことで、県内の他市町村がつくついているところもあるんですが、紀美野町で今回初めての条例化ということで、今後、この条例を使っていく中で、紀美野町に合った罰則規定、また行政代執行についても考えてまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。

農地の件につきましては、この条例の中で、農地は除くとなっております。農地につきましては、農業委員会のほうでそういう関係の対応ということになされているということで、今回、この条例の中から抜いているものでございます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 実際によその自治体では、現実問題として、この空き地という部分が条例化されているわけです。だから、普通に考えたらよその自治体でどういう問題があつて、それにどういうふうに対処しているという部分を先に勉強されていると思うんですよ。本来はそうあるべき。確かに空き地の適正化というのは必要なことなので、もちろん紀美野町もこういうことを条例化するのは賛成なんです。だけど、どういう問題があるかなと。それがこの条例に反映されているのがしかるべきかなと思うんですけど、その点はどうなのでしょう。

それと、その農地について、農地という部分は農業委員会のほうでもう一回私から聞いてみときますが、実際に高齢化が進んでくる中で、どうしてもやりにくいという、案外農地で空き地の草が目立ってきているのが現状です。だから、農業委員会で対処できるのか。それについては農業委員会で聞いてみます。

だから、とりあえずよその自治体の条例化に対して、どのような問題があるのか把握

している範囲で結構ですので、聞かせてもらいたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 西口議員の再質問にお答えさせていただきます。

県下の状況ということで御説明させていただきたいと思います。このあき地の条例を敷いている市町村としましては、橋本市、紀の川市、岩出市、白浜町、上富田町がございいます。この中で代執行を条例の中に入れておりますのが、橋本市、白浜町、上富田町、それから罰則と入れてございますのが、白浜町、上富田町、白浜につきましては10万円以下の罰金、それから上富田町につきましては、3万円以下の罰金ということで設けてございます。

この罰金制度を敷いているところというのはバブル時代に、都会圏の方が宅地を買われて、家を建てずに空き地になっているという白浜は観光地ですので、それと橋本市も大阪圏に非常に近いということで、そういうところが非常に多いという結果のもと、かなり身近な、紀美野町であれば近隣というか、周りの方が空き地を所有していて、それを刈らないということで、従来、住民課のほうでも今までに年に二、三度そういう話があったときに、町のほうで所有者を確認して草を刈っていただくということで、大分そういう流れが来ています。遠方の方が持たれていてというのは、そういう懸案もございません。その必要性というのも注意勧告から命令まで行くまでには多分、町内でも現在のところしているという状況でございます。

先ほど言いました白浜町、それから上富田町、橋本市についてはそういうことで非常に困難な状態になっているということで、罰則規定と行政代執行を入れているものだと考えているところでございます。状況としてはこういう状況であります。

○議長（小椋孝一君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 私のところの自治会でも実際に空き地を刈るときは自治会で5,000円ぐらいでそういうかわりにやらせてもらいますというのをやっているんですよ。だから、これには載ってなくても、実際にそういうふうなシルバーがあるのかなんとかという部分を紹介することというのはできるんですかね。こういうことは条例化されていないけど、ある程度、その地主の人らも、さあどうしようというときに、これには載らないけれども、相談という形のこういう形もできますよと。そうしたら安くできるし、罰則もないしと双方がうまくいくような方法をとることは可能なんですかね。それだけ条例化されていないので、別にどうという話ではないのだけど、そういう

ことの指導も含めてやれば、お互い地主も安心だし、周りも安心という制度が文書化しなくても構わない。ただそういう指導方法までできたらやってくれたら一番スムーズにいく話だと思うんですけど、その点だけ考えを聞かせてもらいたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 西口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

例えば、住民の方から住民課、町のほうにこういう問題がふっと来たときには、まず町が動いて、現地確認して、その所有者に対して指導・助言という形を行います。それがそのとおりやっていた場合には勧告を行います。勧告をしてなおかつしていただけないと命令を行うということになります。

今、西口議員が言われたようなシルバーを紹介したり、こういう方法があるよという相談につきましては、指導と助言という時点で、そういうお話をできるかと思いたいで、そういう形で対応していきたいと考えております。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

5 番、田代哲郎君。

（5 番 田代哲郎君 登壇）

○5 番（田代哲郎君） 私からは違う角度で質疑いたします。

実際に、議員活動をやっていて相談が多いのは、空き地に生えた樹木に関する相談と、よくあるのがスズメバチの巣をかけているという相談が比較的多いので、第2条の3項の中に灌木という表現がありますが、これを樹木などという文言に変更し、4項のイに、衛生害虫等という表現もありますけども、この中にハチという文言を加える考えはないか伺いたいします。

以上です。

（5 番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

（住民課長 増谷守哉君 登壇）

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員の御質疑にお答えさせていただきます。

この条例の第2条の第3号ですが、この雑草等ということについて、雑草、枯れ草またはこれに類する灌木類ということでございます。この灌木について、樹木ということで変えたらどうかということですが、樹木につきましても、灌木という形ではなく類ということで入れさせていただいております。今、言われている樹木もこれに入

るのかなということで理解してございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、4番のイの蚊、ハエ、その他、衛生害虫等という中にハチを入れたらどうかということでございます。ハチにつきましても、その他に含まれますので、余りそういう昆虫類、ほかにも影響するものもございしますが、大きくくくった形の中で「等」という形で入れてございますので、このとおりの条例でいきたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長(小椋孝一君) ほかに質疑ございませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 私もこのような相談を受けたこともあるんですが、この条例をつくるについて聞いておきたいんですが、先ほどからそれに対して罰則、罰金等のお話もあつたんですけれども、それでは今、土地といっても町内の方が持っているということには限らなくて、相続や何やで遠くの人が持っている場合もあるんですよ。そういう場合になってきて、それではさっきから言っている指導なりを聞かない、または命令も聞かないという場合に、どれだけの効果があるのか。それでもこういうふうにできるという何らかの根拠があるのかとその辺を確認したいと思います。

この第7条に規則とありますが、規則とはどういうことになっているのかお聞きしたいと思います。以上、よろしくお願ひいたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時20分)

再 開

○議長(小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時21分)

○議長(小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長(増谷守哉君) 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

罰則規定がないという中で、町内にも遠くのほうに住まわれている方がいて、この条例によってどこまで効果があるのかということでございます。従来、住民課のほうで先ほども言いましたけども、年に二、三件の御相談がございます。その中で住まれている方がわからない。町でもわからないという中で、警察にも入っていただきまして、いろいろ警察でも調べていただいて、町外の方に連絡をつけていただくという対応をしていく中で、今までの経験からいいますと、かなりこちらの地域の方の要望という状態でございます。聞いていただいているという状態でございます。中身はこれからこの条例を使ってしていく中で、そういう問題が生じてくるという可能性もございますが、そういう状況を見ながら罰則規定、行政代執行についても必要とあれば、条例改正ということで対応してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

規則でございます。規則につきましては、条例に補足するという形のものでございます。例えば、この5条の勧告を受けて履行しないときの、次に命令を出すまでの期間を定めてというところがありますが、こういうところの期間を何日にするという形の補足を行うための規則となっております。

以上でございます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 本当に地元からいろんな要望があつて、なかなかうまくいかないということで苦勞されているんだと思ひます。そういう点で第一歩の前進かと思ひます。実際に町内といったら割合話がしやすいと思ひんですが、町外で関係ないよというふうに開き直つた場合、なかなかこの辺が難しいかと思ひのですが、それとそういう悪意の人もあれば、反対にどうしても生活が苦しくて、代執行された場合でもお金を払うことができないという場合等についても、これは實際、ケース・バイ・ケースですが、それだけ聞いてみたいと思ひます。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 持ち主がわからない。それから持ち主がわかつて、できる状態ではないということになった場合はどうかということでございます。その現場、現場の問題が起こつた空き地の一つ一つ皆、条件が異なると思ひます。例えば、地域で非常に迷惑になっているということであれば、地域の方が一斉清掃のときに草を刈るというふうなことも可能なことであらうかと思ひます。ちょっと町がそれを行うとい

うことは非常に難しい。これは草刈りは毎年数回行うということでございますので、行政代執行で行ったとしても、毎年それがかかるということ。相手が全くお金を払う気持ちがいなければ、町としてはそういう出費がふえてくるということで。そういう事例があれば、またほかに影響して、草を刈らなくても役場がやってくれるよという状況になっても、これは非常に悪いということでございますので、その辺はケース・バイ・ケースで対応していくということを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第4号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第2、議案第5号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 改正がいろんな条例に及んでいるんで、一体、審査請求の一元化といっても、今はどうやった分がどうなるのかということで、専門的に何条がどうなるということではなくて、平たく総合的に説明をお願いしたいと思いますので、よ

ろしくお願いいたします。

(5 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) 田代議員の御質疑にお答え申し上げたいと思います。

平たくということでございますので、できるだけ条文の項目を使わず説明をさせていただきたいと思います。概要説明とさせていただきます。

まず、新行政不服審査法につきましては、行政長の処分その他、公権力の行使に当たる行為に関する不服申し立ての制度について、公正性や利便性の向上等を図る観点から、現行の行政不服審査法の全部を改正するものであり、平成26年6月13日に公布されまして、平成28年4月1日から施行されるものであります。

主な改正点につきましては、不服申し立ての手続を審査請求に一元化するというものと、審理員による審議手続、第三者機関への諮問手続の導入、審査請求することができる期間を60日から3カ月に延長するといったことが主なものでございます。

一つ一つ具体的に説明をさせていただきます。まず、新行政不服審査法におきましては、旧行政不服審査法における異議申し立てを廃止いたしまして、不服申し立ての手続を審査請求に一元化するものとなったものでございます。

次に、審理員制度につきましては、処分に関する手続に関与していない等、一定の要件を満たす職員が審査請求の審理手続を行うことを法律上担保し、審理の公正性及び透明性を高めることにより、審査請求人の手続的権利を保障するとともに、従前以上に行政の機能を高め、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保するとの、新行政不服審査法の目的を達成するために新たに導入されたものでございます。

また、行政不服法第81条第1項の規定による。これは何をうたっているかということ、第三者機関をうたっているのですが、この第三者機関への諮問につきましては、審査長である地方公共団体の長等が行う審査請求の採決の客観性及び公正性を高めるために第三者の立場から審理員が行った審理手続の適正や法令解釈を含めた審査長の判断の適否を審査するものとして新たに設けられたものでございます。当町といたしましては、この第三者機関の事務を和歌山県に委託したいと考えてございまして、今回、議案第20号として上程しているところでございます。

県の事務は行政改革から県のほうへ担当課となりますが、案件が出た場合は市町村課

が窓口となって、そこで町から出た判断の書類が間違っていないかどうか、整っているかどうかの判断をして、市町村課から担当課である行政改革課へ持っていくと。そこで第三者機関にかけるという運びになってございます。それから、審査請求機関につきましては、国民の利便性を向上するために、現在60日から3カ月に延長されることとなっております。

次に、処分がいかなる根拠に基づいてされたものであるかについて知る機会を保障するために、審査請求人、または参加人が審理手続において閲覧を求めることができる対象につきまして、処分庁から提出された書類、その他の物件に加え、新たに処分庁と以外の所持人から提出された書類その他の物件を含めるものとするとしております。

あわせて、審査請求人または参加人は、これらの書類その他の物件について、今までは閲覧だけだったのですが、その閲覧に加えまして、写し等の交付を求めることができるものとされたものでございます。

以上、概要といたします。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番（美濃良和君） 実際、こうなってきた場合は、そういう専門家に相談をしなければということになるのかわかりませんが、一応、ここで聞いておきたいと思うのですが、ここでは改正の新旧対照表の5ページを見ていましたら、審査会への諮問というのは現行で19条にあったのを20条にして、その19条に新たに審理員による審理手続に関する規定の適用除外というのがあると思うのですが、これはどういう意味になるのですか。お聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長（牛居秀行君） 美濃議員の御質問にお答え申し上げます。

このたび、今言っている5ページにつきましては、これは紀美野町情報公開条例の一部を改正するという条例でございます。御存じのように、情報公開の条例の中には、この審査委員会というのは一つの期間が設けられていますので、これはそういうシステムが

既に構築されてございますので、行政不服法第9条の中で、そういう組織を設けられている場合は、条例によってそのシステムでやっていいよという条項がございます。その中で、旧の19条、これは審議会への諮問でございますが、新の条例改正におきましては、19条と旧の20条を合わせまして新の20条のような形に持ってきてございます。旧の20条につきましては、新の20条の第2項にその内容を移したものでございます。

その中で、なぜそういうことをしなければならないかといいますと、今申し上げましたように、新の第19条で、審理員による審理手続に関する規定の適用除外という項目を一つ加えたいために、そういう内容とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第5号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第6号 紀美野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第3、議案第6号、紀美野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第6号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第7号 紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 議案第7号、紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） これも対照表の21ページなんですけれども、ここで比較を見ていったのですが、そうすると旧の現行の第3条6項、職員の研修及び勤務成績の評定の状況というのがあったのが、これが新しい改正後という改正の案では、6項に当たる職員の研修及び勤務成績の評定が職員の研修の状況になって、新たに職員の退職管理の状況というのは1項上の8項に入る。この辺のところはどうなってくるのか。勤務成績の評定という部分が若干変わるのかと思うのですが、この辺についての説明をお願いしたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

（総務課長 牛居秀行君 登壇）

○総務課長（牛居秀行君） 美濃議員の御質疑にお答え申し上げます。新旧対照表

の 21 ページをごらんいただけますでしょうか。今申し上げました議員御質疑の旧の第 3 条第 6 号につきましては、職員の研修及び勤務成績の評定の状況というのがございます。このたび、新条例の中で、及び勤務成績の評定というのを削るということになってございます。これにつきましては、右側の第 2 号を見ていただけますでしょうか。ここに職員の人事評価の状況という形に入れてございます。つまり勤務成績というのではなくて、今回、今度からは人事評価、これは地方公務員法改正によりまして、この平成 28 年 4 月 1 日から勤務評定から人事評価という形になったわけでありまして、それによることとございまして、旧の 6 号でそれを言う必要がないということとでございます。

具体的に申し上げますと、まず旧の第 1 号がございまして、そこへ新の職員の人事評価の状況というのを 1 号の次に入れます。そのために、旧の第 2 号は第 3 号となります。旧の第 3 号は第 4 号となります。それから、右側を見ていただきまして、第 5 号の職員の急病に関する状況、これも新たに入れる状況とございます。これが旧の第 3 号と第 4 号の間に入りますので、第 4 号は第 6 号となって号ずれが起こっているわけとございます。そういうこととございます。

以上でございます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 11 番、美濃良和君。

○11 番（美濃良和君） そういうことで、要するに勤務成績の評定というのがここの職員の仕事状況に変わっただけだと。あと 2 号、5 号、8 号というのがふえてくるんだという説明だったんですね。これについては、人事評価ですから、前からの説明のあったように、要するにこれは職員が評価について納得できなければそれを聞くこともできるし、それに対して意見が述べられると。そういうふうになかからの人事評価、勤務成績ですか。評価だけではなくて、職員の物申す。あるいは知る権利がふえたということで理解してよろしいですか。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 議員お見込みのとおりでございます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第 7 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第12号 紀美野町税条例の一部を改正する条例について

○議長(小椋孝一君) 日程第5、議案第12号、紀美野町税条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) この条例改正についても多岐に及んでいるというか、徴収の猶予に関するものですが、わかっていないということではないんですけど、平たくもう一度わかりやすく説明していただければありがたいと思います。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長(西岡秀育君) それでは、田代議員の質疑にお答えいたします。

徴収換価猶予というのは、もともとは地方税法、国税徴収法に示されていたものでございます。それでは、国税徴収法、地方税法で新たに追加された部分というのは、換価によるものは今までは職権においてされておりましたが、申請によって納税者から換価の猶予ができるようになりました。そして、また、今回の改正においては、担保というのがございまして、金額によって担保が必要となりますよというのが昭和54年に担保が5万円から50万円に上がりました。今回が50万円から100万円に上がりました。現状においては、国税の金額で100万円を超えるというのが2割、なぜ上がったかと

いうとそれは物価水準が昭和54年より1.5倍に上がったから上げたということでございます。

それでは、条例について御説明を申し上げます。

今回の地方税法の改正は、納税者の申請による換価猶予が創設されるなど、昨年の国税の体制を踏まえたものになっておりますが、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、猶予に係る担保の徴収基準などの一定事項について、地域の実情に応じた条例を定める仕組みとなっております。

44ページをお開きください。第8条には、地方税法第15条が示されています。内容を要約して説明いたします。次の理由により、徴税を一時に納付することができないときは、期限内に申請することにより1年以内に限り徴収の猶予が認められる場合があります。また、猶予内に納付、納入することができないやむを得ない理由が認められた場合は、既にそのものの猶予した期間と合わせ、最長2年間まで猶予延長する制度があります。

例えば、財産について、災害を受け、また盗難に遭ったとき、納税者またはその生計を一にする親族が病気にかかったり、また負傷したとき、事業を廃止し、また休止したとき、事業について著しい損失を受けたときなどが記されています。第9条第1項から第4項には、申請の手続について記されています。猶予の要因等の詳細書類、納付、納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額のうち猶予を受けようとする金額と期間と納入、納付の分割方法を記載した書類、概算目録その他試算負債の状況を明らかにする書類、猶予を受けようとする日前、1年間の収支の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出を明らかにする書類、税目で50万円を超え、かつ猶予期間が3カ月を超える場合には、担保した書類、その場合、担保を提供することができない場合、事由がある場合はその事情を記した書類は必要といたしません。

第5項は、徴収猶予の延長に関する申請の書類の提出が記されています。第6項は、担保提供に関する書類の提出について記されております。第7項については、申請書類の訂正及び添付書類、もしくは提出を求められた期限を示しております。第10条につきましては、職権による換価の猶予の手続について記されております。45ページをお開きください。第9条第2項、第2号から第4号までの書類及び納付、納入させるための書類の提出が必要である旨を記載いたしております。

第11条、新たに創設された申請による換価の猶予の手続であり、第1項は申請の期

限を示しております。第2項は分割納付、または分割納入をさせる方法の旨を記載しております。第4項につきましては、申請書の記載事項は示されており、町の徴収金を一時に納付、納入することにより事業の継続、または生活の維持が困難な事情の詳細。

45ページ、第9条第1項、第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項の詳細でございます。分割納付納入の期限ごとの納入、納付金額の詳細等を記入する必要があります。第5項は、換価猶予の申請手続と延長に関する申請の書類の提出が記されております。第6項は、期間の延長に関する書類の提出について記載されております。第7項については、申請書類の訂正及び添付書類、もしくは提出を求められた期限を記しております。

第12条には、担保を徴収する必要のない場合が記されており、猶予に係る金額が50万円以下である場合、猶予期間が3カ月以内である場合、または担保を徴することができない特別な事情がある場合、今回の改正は地方税法を準用し、地方の実情を踏まえた町税条例申請による換価猶予、担保徴収基準の改正でございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番（美濃良和君） これで若干、今も説明をいただいたことについて、もう少し説明をお願いしたいと思ひしてお聞きします。先ほどから1年の猶予というところがございました。その1年の猶予というのがこの部分でどこに書いておられるのか。9条2項の3ですか。それで1年間の収入及び支出の実績並び等々が書かれておりますけれども、あと1日目の説明の中で、1年の猶予15条、そこにいうところは説明があったかと思いますが、その辺の15条はこの改正案には出ていないのですが、その辺のところは頭が悪いのか読み込めないで説明をお願いしたいと思ひます。

それから、その一つの今回の改正の大事なところかと思ひますが、12条の担保を徴する必要がない場合というのは今の説明にもあったんですけども、この場合はどんな状況等が考えられるのか、猶予期間50万円以下であって、猶予期間が3カ月以内で担保を徴することができない特別の事由等とありますが、それについて説明を願ひたいと

思います。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長 (西岡秀育君) 1年以内という御質疑かと思います。地方税法第15条の第2項に定められております。そして、第12条関係の50万円以下の場合というのは、猶予金額において50万円以下、もしくは猶予してもらいたいのですが、2カ月で払いますよという場合、100万円の税額があったのだけれども、2カ月待ってくれたら払いますという場合については、3カ月未満になりますから、担保は徴しないということでございます。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) 3カ月以内であって、50万円以下ですよ、この12条は。特別な事情というのはどのようなものに当たるのかということについて説明がなかったんですが、3カ月以内で、しかも50万円以下だったら特別な事情ということに関係なく提供されると理解してよろしいんですね。

○議長 (小椋孝一君) 税務課長、西岡君。

○税務課長 (西岡秀育君) 税額が50万円以下であれば、まず要らない。3カ月以内であれば要らないということです。特別な事情というのは仮にこの担保をとられることによって、事業が継続できないとか、担保がありませんよという場合は特別な事情に当たったとは思いますが。以上です。

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第12号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第１２号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前 ９時５８分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時１９分）

◎日程第６ 議案第１３号 紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第６、議案第１３号、紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第１３号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第１３号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第14号 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第7、議案第14号、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 議案第14号について質疑を行います。

12月議会で議案が可決された条例の一部を改正する条例です。子ども医療費支給条例の対象が18歳まで引き上げられ、先ほど可決されたことに伴って、第3条第2項のただし書き以降、第4号及び第5号に該当するもののうち、児童についてはこの限りでないを削るということで、これは全ての児童生徒が18歳まで医療費助成を受けられるということに伴うものだと思います。

ただ、前回の改正に加えて第3条第2項に第6号として孤児等の養育者も対象から除く所得制限条件を加えるということが主な改正点だと認識しておりますが、前回の改定で孤児等の養育者を加えなかった原因というのはどういうことなのかお願いいたします。

（5番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

（住民課長 増谷守哉君 登壇）

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員の御質疑にお答えさせていただきます。

12月の改正におきましては、補助の対象となりますのが、ひとり親家庭の男子、もしくは女子、これはお父さん、お母さんということです。それとそれに該当する子どもさん。それから所得制限以外の18歳を超え、3月31日までの子どもさんについては所得制限なしに全て助成するということになってございました。今回の改定で、孤児等養育者の所得制限をなぜ設けたかということでございます。養育者については、補助対象とはなりません。子どもさんが対象となるというものでございますけれども、12月では全ての子どもさんということで、養育されている方も所得制限関係なしに対象となるということから、12月では養育者という文言を入れる必要はなかったということです。

今回、所得制限を設ける方のみ、それ以外については子どもの医療の助成でいくとい

うこととなりますので、今回の条例ではひとり親家庭の対象者については所得制限に係る以外の方に対して助成するということです。ということになりますと、孤児の養育者については県の規定の中でも所得制限を設けてございます。養育者で所得制限を超える子どもさんについては対象外とするということになってございます。

今回、所得制限以下の対象者とするためには、この項目を入れるということにしておかないと対象者とならないということになりますので、今回、12月の所得制限だけの対象者ということで、養育者の前年度の所得の項目を入れているということでございます。以上です。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 要するに孤児等の養育者についても若干違うけれども、所得制限を設ける。いわゆる孤児等というのは、両親が死亡した子ども、もしくは育児ネグレクトが育児を放棄した子どもを両親に変わって養育している場合を言うわけですが、その子どもを養育している人についても所得制限を加えて、所得制限内であったら、医療費も見るということになるわけですか。ただ、1人で子どもの育児をやるというのは、ひとり親の場合は非常に負担がかかるという現状があると思います。

紀美野町にもひとり親世帯が結構あるわけですけど、そういう人たちに関しても、県のあれではそういうことになっているかわかりませんが、できるだけ紀美野町に住んでもらってしっかりと子育てをやってもらおうという立場で、そういうひとり親こそしっかりと子育て応援をしていくということが大事ですけど、特にひとり親の場合は、所得はある程度あるにしても、ダブルワークで働いて将来に子どもが進学するためのお金をきちっとためておくとか、ダブルワークというのは昼間働いて、また夜働きにいくということで、ですからこの間一般質問したときも子どもとのかかわりで十分な育児時間があるかどうか。ダブルワークになって子どもとのかかわる時間が損なわれていないかどうかということも質問の中にそういうアンケートをとってくださいという質問を入れたわけです。そういう非常に大変なことで子育てをされている世帯こそ、やはり親の医療費も所得制限を加えずに応援していくべきではないかと思うんですが、その点についてはどうお考えなのかお聞かせください。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員の再質疑にお答えさせていただきたいと思い

ます。

12月の議会で所得制限を設けるということで、議会のほうに御確認いただいているということでございまして、ひとり親家庭の支援をしていくということはこれは本当に大切なことだと考えてございます。今回の条例につきましては、ひとり親家庭の所得制限以外の子どもさんについては、子どもへ移行するということで条例改正させていただいているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 確認をさせていただきたいと思います。

ここで所得制限を入れるということでありますけれども、これについては、孤児ということですから、自分の子どもでないわけですから、そうであっても面倒見る方にとって所得制限を入れて、それによって不利になるということはないのかどうか、その辺の確認だけしたいと思います。よろしくお願いします。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

（住民課長 増谷守哉君 登壇）

○住民課長（増谷守哉君） 孤児等の養育者の所得制限、第2条の4の第4項の金額につきまして説明させていただきます。これにつきましては、扶養家族等がない場合につきましては、扶養義務者等の所得制限ということになります。扶養家族等がない場合は236万円の所得が制限となります。それと扶養家族が1名の場合は274万円、以降、扶養家族等が1人ふえるごとに38万円ほど加算されていくという所得制限であります。

今回、養育者に損害とならないかということでございます。これにつきましては、ひとり親家庭の男子または女子、親御さんにもかかっているということでございます。これは幾分金額が上がってございますが、これも制限をつけていくという規定になってございますので、このとおり進めてまいりたいと考えてございます。

（住民課長 増谷守哉君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 236万円というのが金額が大きいかわからないかと見

た場合、今、確かにワーキングプアという言葉があったりして、臨時やアルバイト、派遣等々、非常に収入が少ない家庭が多い、それに比べればということなんでしょうけれども、決して多い金額ではないですよ。まして子どもを見ていこうかとなった場合に、この金額でもって、そういうふうには制限を入れていいのかどうか。その辺は決まっていることだから仕方ない、うちの範疇にないんだということになるのかどうか知りませんが、これについては今、私が言ったようなことでいいのかどうか。どうですか。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 美濃議員の再質問にお答えさせていただきます。ここで言う所得額というのは年間収入金額から必要経費となる給与所得控除額と必要な控除分を引いた額となりますので、これが丸々手取り分という話ではございません。それと、このひとり親家庭の男子、女子の所得制限について説明させていただきます。これにつきまして、扶養家族がいない場合には192万円ということになってございます。扶養家族が1人の場合は230万円、それ以降、1人ふえるごとに38万円が加算されるということでございます。この金額につきましては、孤児の養育者より低い額になっているんですが、比較的に言いますと養育者のほうが有利、子どもが自分の子どもでない子どもを養育していくということでございますので、実際のお父さん、お母さんの所得より上をいけるということですので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第14号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 一般質問でも申しましたが、子どもの貧困率、つまり所得が国民平均の半分に満たない家庭で生活する子どもの割合はほぼ6人に1人ということになっています。特に、ひとり親世帯の子どもの貧困率は54.6%と突出しています。だからこそ12月議会では、ひとり親世帯の親の医療費に所得制限をすることには反対いたしました。今回はそれに加えて、孤児の養育をしているという世帯にも新たに制限をかけるということで、親の医療費助成というのがなぜひとり親世帯にあるかという、

これはひとり親世帯の場合は、早目に受診しないと親が健康を害したり入院などしたら大変なことになっていく状況になると可能性があるということで、それからまた幾ら所得が多いといっても、今どきの子育てというのは非常に費用がかかりますので、子どもの進学を心配すれば何とか進学させてやりたいということで、夜遅くまで働いてダブルワークになって、昼間働いて、夜また働いてという働き方をしている親もあります。ですから、そういうことも考え、所得が多いからというだけで制限をかけるべきではないと考えます。

いずれにしても12月議会でも反対したように、またさらに孤児の養育者も加えての所得制限についてはこれは非常に理不尽な条例改正であると考え、反対いたします。以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(起立多数)

○議長(小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第15号 紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

○議長(小椋孝一君) 日程第8、議案第15号、紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) それでは質疑を行います。重度心身障害者医療費の助成の条件を満たしていても、来年度から65歳以上の新規申請は受理しない。それから、高齢者で1級から3級の身体障害者手帳が交付される可能性があるケースは、慢性の腎機能障害に伴う人工透析が必要になったケース、それから重症の肝機能障害、特に肝硬変の場合などが考えられます。人工透析の治療費というのは1人当たり月約40万円程度です。3割負担だと月額12万円程度の支払いが必要なので、障害者自立支援医療、厚生医療の対象となっています。それでも、65歳以上になって透析が必要になった場合、厚生医療だと最高2万円までの自己負担で受けられることとなりますが、それでも1万円から2万円の自己負担というのはかなり年金生活では重い負担になります。それから通院の負担もありますし、そういうことを考えると、重度心身障害者医療費助成があれば、負担なしで透析を受けることはできます。透析というのは、ほとんどが血液透析ですけれども、大体週3回、1回に4時間から5時間の時間を要してするものです。

そうした重度な障害者にそういう負担が生じることについて、どういうふうを考えておられるのか、お答えいただきたいと思います。以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長(増谷守哉君) 田代議員の御質疑にお答えさせていただきます。

この紀美野町重度心身障害者医療助成につきましては、元来のこの事業のあり方ということについては、先天的、生まれつき重度の障害を持たれている方、もしくは若くして重度障害者となった方など安定的な基盤を築く前に障害者となった方に係る医療費を助成することによって、障害者とその家族の経済的な負担の軽減を図るところから始まった事業となっております。

現在、紀美野町では、高齢化が非常に進んでいるということ。それから団塊の世代となる人口のピークが紀美野町においては現在65歳の方々が一番人数の多い年代層となっております。この方々が今後高齢者のほうへ移行していくということで、障害になれる方が非常にふえてくるところが懸念されているところでございます。

これによりまして、今後、この事業への対象者がふえてくるということで、町財政の影響が非常に出てくるということで、心配されるところでございます。この事業につき

まして、県下でも３０市町村あります。現在、この６５歳以上の方についても新規について補助対象としているのは、紀美野町、串本町、古座川町、この３町が行ってございます。そのほかの２７市町村については、６５歳の新規は対象者としません。事業の経過の進め方を見てみますと、そういう６５歳以上の新規については対象者としていないという状況となっております。それと６５歳以上で新たに身障者になられる方については、後期高齢者医療制度に加入することによって、医療費農地負担割合が原則の３割から１割に軽減される。また、老齢年金を受け取ることができる年齢となるということ、生まれたときから障害を持たれている方とは非常に社会状況が違うというところで、今回６５歳というところに線を入れて、それ以降の新規の障害者になった方については対象から抜くということで考えているところでございます。

以上の理由によりまして、今回の条例を上程しているところでございます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） ５番、田代哲郎君。

○５番（田代哲郎君） 後期高齢者になったら１割負担で済むんだからと、それもいつまで１割負担かはっきりしないのですが、今のところは１割負担です。でも６５歳から７５歳にならないと後期高齢者医療へは移れないので、その間の１０年間は特に透析の場合は厚生医療だけで補助を受けるか、高額医療ということになります。

もう一つの心配が、肝硬変で闘病中の患者さん方です。平成２６年３月議会にウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案というのが出されまして可決されました。中身は読み上げませんが、その１つは、国へ要望の意見書をこの議会として上げたのは、ウイルス性肝炎・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

医療費が高つくので、特に肝硬変の場合は、腹水を絶えず抜かないといけないという処置とそれから食道静脈瘤破裂などを起こさないように手術をやっていくことで、大体月に３０万円から４０万円かかります。だからその医療費助成をしてくれ、創設してくれと。

もう一つ２番目に、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすることという意見書を議会で上げています。

例えば、腎臓障害とかで透析とかになった場合の身障者手帳というのは必ずありますが、肝臓疾患に関しては障害者手帳の認定を受けることは非常に難しい。しかも１級か

ら3級までの認定がなかなか基準が厳しくておりないということで、それを緩和してくださいという意見書を当議会でも上げています。

その全国の自治体からいっぱい意見書が厚労省に上がったことが功を奏して、厚労省も基準を見直し、この4月から重度の肝硬変に関しては手帳を認定するよということになっています。ところが、せっかく基準が緩和されて手帳が交付されても、65歳以上であれば、特に肝硬変というのは高齢者が多いので、65歳以上の患者さんであれば、治療費の補助を受けられないということになります。だから、何の支援措置もないということです。仮に、透析の場合は厚生医療というのがありますけれども、肝臓疾患に関しては、厚生医療の対象になっているのは、肝臓移植の後に拒絶反応を起こさないように免疫を抑える治療、高免疫治療というのですけれども、それだけが対象になっていて、あともろもろの肝疾患は全て厚生医療の対象にはなっていません。

ですから、この条例が可決されたら、この条例どおりにいくと、せっかく肝硬変の人が身障者手帳を取得しても、何の支援も受けられないということになります。もし年齢制限がなければ救済できる。繰り返しますが、肝硬変は肝臓がんに進みやすく、見つかるたびに、肝臓がんももちろんそうですけど、いろんな治療を受けなければなりません。ですから、そういう形でそういう重症の肝障害を持つ人たちが年齢制限により治療が続けられない。受けられない可能性についてはどのように考えられるのか、お尋ねいたします。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員の再質疑にお答えさせていただきます。

先ほど来、御質問の中にありました肝臓機能障害による身体障害者手帳というのが交付されまして、これは実施主体が県となっておりまして、助成の財源につきましては、国県が等分の1対1の財源を出して助成している事業でございます。

ただ、対象者の中に、認定基準に該当する肝臓機能障害のある方、それから先ほど田代議員から御説明がありました肝臓移植を受けて高免疫療法を実施されている方、2通りの資料、ちょっと私も詳しいことはわかりませんが、取り寄せた資料の中で2通りの認定される対象者というのがあるのかなと考えてございます。

これにつきましては、対象になれば世帯の市町村税、課税減額が23万5,000円以上のときは2万円の自己負担、それ以下のときは1万円の補助があるということでございます。

田代議員が言われる、それ以外の方については、全くそういう助成がないということですが、この事業をやっていくということにつきましては、町の限られた財源の中で町財政の状況を見ながら施策のどこに重点を持っていくか。最優先の優先順位を決定しながら総合的に考えた中での今回の上程となっております。

そういう不利な方もおられることも承知してございますが、今後の財政上考えた中で今回の条例となっておりますので、その辺は十分御理解をいただきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 5 番、田代哲郎君。

○5 番（田代哲郎君） 県下市町村が全て 65 歳という年齢制限を設けておるわけではない。全国的には年齢制限を設けないでやっている自治体もあるわけです。そういう事実に鑑みると、この条例がそういう年齢制限を設けている自治体に対して、それぞれの議会に年齢制限を撤廃してくださいという意味の請願が来る可能性が出るかどうかわかりませんが、出てくる可能性はあります。なぜならせつかく重度の肝硬変については身障者手帳の認定に基準を緩めて、身障者手帳を交付できるようになるわけですから、それが何も意味をなさないケースが出てくるとなると、その年齢制限を撤廃してください。年齢制限を設けている自治体の議会に対して、そういう請願があるかどうかわかりませんが、普通に考えたらせつかく認定基準を緩めたのに、そういう制限が設けられたら治療が受けられない可能性が出てくるということで、そういうことについてはきちっと認識された上でのことなのか伺います。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 65 歳以上の方が病気になりやすいと。そういう中で今回の条例の提出させていただいたところでございます。今、田代議員の言われることを考慮した中での条例の提出となっておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

11 番、美濃良和君。

（11 番 美濃良和君 登壇）

○11 番（美濃良和君） 今のやりとり等を聞いておりまして、議員さん方もわかりませんが、要するに 65 歳以上のこれからの団塊の世代は始まっていますが、だんだんと数がふえてきて、医療費によってもたないような状況になってくるということによって、このような制度が導入されると変えられているということなのですか。

（11 番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 10 時 58 分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 58 分）

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

（住民課長 増谷守哉君 登壇）

○住民課長（増谷守哉君） 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

そういうことを考慮した上でのことでございます。65歳以上の方については非常にそういう負担がふえて助成をする金額がふえてくるということで、財政上非常に厳しくなるということでございます。

（住民課長 増谷守哉君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 11 番、美濃良和君。

○11 番（美濃良和君） それはちょっとまずいんではないですか。確かに町の財政というのは考えて運営していかなきゃなりませんけれども、しかし状況が今まではそういう形で、そういう障害者の方々に対して、町が支援してきたのをここに来て、財政が理由でもってというのは、これはやはり問題あると思うんですよ。これは考え直さなきゃなと思いますが、その辺についてはどうですか。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） この65歳以上の新規について除外にするというのは、和歌山県が平成18年、紀美野町が合併したのは1月なんですけど、それ以降にこういう65歳以上を対象外とする条例改正を行ったということでございます。それまでは県下30市町村の事業の中でそういう条件を設けていなかったんですが、現在、18年はゼロであったそういう市町村が現在27市町村にふえている。そういうことで、市町村でもこれは大変だと事業の件に準じて行っていただければより厳しくなってくるということで、18年から現在まで27の市町村がそういう条例体制を進めているという状況も御理解いただきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 11 番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 27、30市町村ですよ。ですから現在、3市町村が残っているということであるわけです。今まで紀美野町はよく頑張っているという評価にあったと思うんです。それがここに来て財政のために続けていけないということで断念していいのかどうか。確かにうちの財政は厳しい。特にこれからだんだんと申すまでもなく合併による交付税の減額も始まっていくという形になってきたりして、厳しいことは目に見えているんですよ。せっかく今まで守ってきた障害者医療に対して、ここで踏ん張る気配がないのかどうか。こういうことになってくると、ちょっと断念することについては問題があると。これはせっかく町長は今まで若者対策等々、他の市町村になくても頑張ってきた。そういうところがあるわけなので、障害者に対してもその医療費のこの町の独自の施策として頑張っていくということは続けていくべきであると思うのですが、それについてどうですか。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員のおっしゃられることもわかるんですが、やはり時代の流れとともに、施策としてすべきことはする。また廃案していくべきことは廃案していくということで、それは時代の流れとともに対応していきたいということで今回を上げさせていただいたところでございます。

いろいろ議論もあろうかと思いますが、財政厳しい中で、やはりそうしたことで、一方では18歳までの医療費の補助も膨らませている。そしてまた一方ではこうなっているというようなことで、やはりそうした時代の流れとともに、改正等々をしていきたいと思いますので、ひとつ御理解賜りたいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第15号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 今までどおりであれば、受けられたはずの支援を高齢者というだけで自己負担が必要になるというのはまさに同僚議員も言っているように理不尽としか言いようがないと思います。平成26年度決算の重度心身障害者医療費総額は8,

329万3,059円で、不用額が675万1,941円です。歳出総額が77億2,252万4,894円に対する比率が1.07%、これは決して少ない金額とは言えないと思います。しかしどんな理由があるにしても、高齢弱者を切り捨てるという施策は住民の暮らしと福祉を守るという自治体本来のあり方に背くものであり、決して認めるわけにはいかないと考えます。まして、肝臓障害の場合など、制度の変更が命に影響を及ぼす可能性を否定できないことから、この条例改正案には反対いたします。以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 今、国のほうによって市町村合併というのは交付税を減らすためにやってきた施策であって、それによって自治体がこの交付税が減ってくる分を例えば、人件費の削減とか、それからこういうふうにいるところなどで抑制していくということですけれども、町長に言われている時代の流れと言われますけれども、流れていいものと流れていけないものがあると思うのです。少子・高齢化で若者がなくなっている中で、町長の英断で若者対策が続けられていっている。それからもう一点は国のほうがとんでもないやり方をやってきている中で、住民にとって最後の防波堤である自治体がやらなければならないその流れを食いとめるということも1つ大きな仕事ではないかと思います。せっかく紀美野町というのがそういう面で弱者に優しい施策をとってきた、その点からしてもここは頑張っていたきたい。他の議員職員にもそういう面で、ここは何といっても食いとめるという立場で施策、そのまま続けるならば反対せざるを得ないということになってくるのではないかと思います。そういうことから、条例案について反対の立場をとりたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第 15 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 16 号 紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第 9、議案第 16 号、紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

11 番、美濃良和君。

(11 番 美濃良和君 登壇)

○11 番（美濃良和君） この改正というのは、条文は非常に読みづらくて理解もしにくいのですが、この中で 2 年間とあるのを 5 年間に変えるということと、もう一点は、認知症の対応型通所介護、ここのところでそれに地域密着型と地域密着型通所介護を入れるということのように思うのですが、そこでこれについてもう一度説明をお願いしたいと思います。

(11 番 美濃良和君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪 学君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長（宮阪 学君） 美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

57 ページの紀美野町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。前回、この内容については説明したとおりでございますが、通所介護事業所、デイサービスの指定権者が県でありましたが、今回新たに利用定員が 18 名以下の小規模通所事業所、小規模につきましては、本年 4 月より地域密着型サービスに移行されることにより町が指定権者となるということでございます。

議員御質疑の 2 年を 5 年とするということでございますが、法律上は 2 年間の事業の

書類の保管が必要になるのでございますが、県は５年間と読みかえてございます。ほば他の市町村も５年と読みかえてございますので、２年間を５年間の保存期間ということに読みかえるものでございます。

続いて、認知症対応型通所介護の１つ地域密着型通所介護という文言がそこに挿入されることとございます。地域密着型サービスということで高齢者が住みなれた地域で尊厳を持って暮らし続けられるよう支援するサービスでございます。町内ではグループホームやデイサービス、それから小規模多機能がございます。認知症対応型共同生活介護ということで、紀美野町では２カ所、グループホームラフェスタ紀美野、グループホーム美里園、小規模多機能居宅介護１カ所モモでございます。それから今回の地域密着型通所介護ということで１カ所美里園長谷毛原デイサービスセンターがでございます。これは昨年既に定員２０人から１５名に変更になってございます。この分が今回対象となつて、この４月から町指定となることとございます。

以上、お答えといたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長（小椋孝一君） １１番、美濃良和君。

○１１番（美濃良和君） 今の説明で、１８人以下の地域密着型と変えていくことになって、県から町のほうに移管されてくると。そうなってくると具体的には今、書類の保管期間だけを県に合わせるということなんですけれども、町がこういうふうに移管されてくることによって、町ができることというのはそれはどんなことがあるわけですか。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪 学君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 美濃良和議員の再質疑でございます。移管されることによって市町村がどういう対応をとということとございますが、指定権者が紀美野町になります。指定、それから指導、監査等が紀美野町が行う業務となります。

以上、お答えといたします。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第１６号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第17号 紀美野町毛原水辺公園条例の一部を改正する条例について

○議長 (小椋孝一君) 日程第10、議案第17号、紀美野町毛原水辺公園条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

○議長 (小椋孝一君) 11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) この条例は今、現在は、かじか荘が管理しているオートキャンプ場についてであると思うのですが、ここで比較してみれば、要するに使用料において、このところで各オートサイトからデイキャンプまで1区画の使用料は変わらないけれども、大人と子どもの各それぞれ料金が設定されていくということなんです、これはどのように、例えばオートサイトは1区画3,240円だけ払えばよかったのを、これによって大人1人500円、子どもは250円払わなければならないと。そういうことになってくるわけですか。確認したいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長 (中谷嘉夫君) 美濃良和議員の質疑にお答えいたします。

今言われましたように、1区画の使用料が3,240円でありましたのが、大人、子ども500円と250円の追加ということでお願いしたいということで計上しております。活用につきましては、以前も申しましたけれども、獣害対策とか利用者の要望、電源設備等、管理面の合理化に対しての設備ができるということで、そういった使用料に

ついて活用していきたいと考えております。以上です。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） そうすると、この変更については今、指定管理をしているかじか社のほうからの要望と理解してよろしいんですね。これによって、利用者が利用しにくくなるということは、結局利用者が減ってきて、入ってくるお金も少なくなってくるということにつながることを心配するのですけれども、その辺のところはどうなのか、確認したいと思います。

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷嘉夫君） 美濃良和議員の再質問にお答えいたします。

今言われましたように平成25年12月1日より指定管理制度を活用しまして、丹生の都プロジェクト株式会社へ運営を委託しております。そちらからの要望でもあります。それから今後の利用者の方が少なくなるのではないかとということでございますが、一般的にこの周辺のオートキャンプ場の利用金額につきましても、やはりそういった大人、子供の方の使用料を追加、使用料をいただいているのが現状でございますので、少なくともは考えておりません。以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） これで利用料金も今までより余計にいただくということになってくると思うのですが、あそこでちょっと気になるのですが、安全対策、割合大きな門が入り口につくられているんですね。その門が倒れないようにということなんでしょうけれども、チェーンを張っていると思うのですが、あそこの堤防、川との間にあります。その堤防を越えてチェーンを張って非常に危険な状態になっている。これだけ余計に利用料をもらってするのならば、その辺の対策も当然含めてやっていくということになるわけですね。これも聞いておきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷嘉夫君） 美濃良和議員の再々質疑にお答えいたします。

今言われましたように、河川の関係のところに安全対策の柵、それからチェーンということで、その辺、河川のところを通っていかれるということでございますけれども、その対策ということで、そういった表示を現在していると思いますので、対応していると考えております。

(発言する者あり)

○企画管財課長（中谷嘉夫君） 今後、その対策も考えてやっていきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第17号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第18号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第11、議案第18号、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第18号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第１８号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第１９号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第１２、議案第１９号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

１１番、美濃良和君。

（１１番 美濃良和君 登壇）

○１１番（美濃良和君） ７５ページと変更があるのは、もう一カ所ありましたね。

ここのところで若干の変更があるように思うんですけども、これが具体的にどこでこういうものがあるのか確認したいと思います。

それから、ここで７５ページに電気調理用機器、これと電子レンジとの違いはどうなんでしょうか。それぞれ２つ文言が出ていると思うんですが。そんなものが変わってきていると見えるのですが、その辺、御説明をお願いしたいと思います。

（１１番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 消防長、家本君。

（消防長 家本 宏君 登壇）

○消防長（家本 宏君） それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今回の改正の内容に関してということと、もう一点は、電気調理用機器と電子レンジ等との違いということだったと思われます。せんだっての議案説明のときにも申し上げさせていただきましたが、今回の改正に関しましては、まず根底に対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令施行後１０年以上が経過して、当初は想定していなかった設備、器具が充実してきたということに伴う改正でございます。

そういった状況の中で、大きな変更点といたしましては、ガスグリドル付きコンロという機器をまずはこの別表の中に追加したということ。それから、ドロップイン式とい

う表示があったものを組み込み型ということに変えたということ。それと先ほど議員がおっしゃられましたように、電気コンロ、電子レンジ、電磁誘導加熱式調理器というのを電気調理用機器という言葉で統合したということですので、御理解賜りたいと思います。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） この議案書の75ページの下の方の電気調理用機器から次の76ページのこの分が変更になったと、この対照表で見たらそうなっているように思うんですけど、それで要するに、電子レンジ等のそういうものが家庭の普及的なことによってこういうふうになってきたと理解してよろしいんですね。

それと先ほどの文言で、電気用調理機器75ページのその中で電気コンロ、電気レンジというのとそれから77ページの上から2つ目で電子レンジというのがあるんですけども、ここのところは電気調理用機器の中に入ってしまうものでもないのですか、これは新たに設けなければならないものであるのか、その辺のところの説明をお願いしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 美濃良和議員の再質疑にお答えさせていただきます。

先ほど御説明させてもらいましたが、大分類として電気調理用機器という項目が新たにできまして、その中の細分類といたしまして、今議員がおっしゃるように、電気レンジとか電気こんろ、電子レンジといったような項目別に離隔距離を定めたということで御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 電気調理用機器の中に電子レンジは含まれないということになるわけですね。電気ストーブとかそれはわかるんですけども、調理用機器の中で電気調理用機器というのがあるって、電子レンジもあるということはそれはそういうふうになっているから、そういうふうに理解しろということになるわけですね。

○議長（小椋孝一君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 美濃良和議員の再質疑にお答えさせていただきます。電気調理用器具という大分類の中に、電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱調理機等々

のものがさらに細分類としてありまして、それぞれの離隔距離というのが定められたというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第１９号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第１９号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第２０号 和歌山県と紀美野町との間の行政不服審査法第８１条第１項に規定する機関の事務の委託について

○議長（小椋孝一君） 日程第１３、議案第２０号、和歌山県と紀美野町との間の行政不服審査法第８１条第１項に規定する機関の事務の委託について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第２０号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第２０号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第21号 辺地総合整備計画の変更について

○議長(小椋孝一君) 日程第14、議案第21号、辺地総合整備計画の変更について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第21号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第22号 公平委員会委員の選任の同意について

○議長(小椋孝一君) 日程第15、議案第22号、公平委員会委員の選任の同意について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第22号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第２２号、公平委員会委員の選任の同意についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、議案第２２号、公平委員会委員の選任の件は同意することに決定いたしました。

◎日程第１６ 議案第２３号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（小椋孝一君） 日程第１６、議案第２３号、教育委員会委員の任命の同意について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第２３号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第２３号、教育委員会委員の任命の同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、議案第２３号、教育委員会委員の選任の件は同意することに決定いたしました。

◎日程第１７ 議案第２４号 人権擁護委員候補の推薦について

○議長（小椋孝一君） 日程第１７、議案第２４号、人権擁護委員候補の推薦について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第２４号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第２４号、人権擁護委員候補者の推薦の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、議案第２４号、人権擁護委員候補者の推薦の件は同意することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前１１時３８分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時４３分）

◎日程第１８ 議案第２６号 平成２７年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第１８、議案第２６号、平成２７年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

5 番、田代哲郎君。

(5 番 田代哲郎君 登壇)

○5 番 (田代哲郎君) 議案書 1 1 4 ページ、1 款国民健康保険税、項も一緒です。一般被保険者国民健康保険税が 1 目、2 目が退職被保険者国民健康保険税で、国民健康保険税の減額補正が全部で 2,000 万円ということになっております。大体、2 億 5,000 万円ほどの歳入なので、2,000 万円の減額というのは 1 割近い減額なので、非常に大きいと思います。

そこで、被保険者の推移がどうなっているのかその点だけお聞かせください。

(5 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長 (西岡秀育君) それでは、田代議員の質疑にお答えいたします。

国民健康保険の減額補正でございますが、当初、予算計上時より 73 世帯、162 名の減少となっておりますので、こういう大きな形で減額補正をさせていただきましたので、御理解賜りたいと思います。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ございますか。

11 番、美濃良和君。

(11 番 美濃良和君 登壇)

○11 番 (美濃良和君) 114 ページですが、歳入のところで、初日の説明のところで 3 款国保支出金の国庫補助金の中で、災害臨時特例補助というのが 9 万円上がっておりまして、これの 1 名の避難者があったということなんですが、これについての説明をお願いいたします。

(11 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長 (増谷守哉君) 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

ページ数が 114 ページの 3 款、2 項、6 目の災害臨時特例補助金、これで 9 万円の収入がございます。これにつきましては、東日本大震災による 1 名の方が来られているということで、この方の税の減税分、それから町が負担している分について全額助成さ

れるというものでございます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） これで東日本大震災からこちらに避難されてきたということで説明いただいたんですけども、この方についてはその後、現在も紀美野町におられて生活されていると。今後どうなっていくのか。補正ではこういうことで9万円なんですけれども、要するに帰る等々の問題が国で言われていますけれども、その辺についてはどうなんですか。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） この制度につきましては、特例措置によるものでございまして、平成28年の延長ということで事業を実施していくということになっております。個人的なことは今後どうされるのかということは、ちょっとその辺まで役場としては周知してございませんので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第26号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第28号 平成27年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号) について

○議長（小椋孝一君） 日程第19、議案第28号、平成28年度紀美野町後期高

齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　これで質疑を終わります。

これから議案第２８号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　これで討論を終わります。

これから議案第２８号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２０　議案第２９号　平成２７年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について

○議長（小椋孝一君）　日程第２０、議案第２９号、平成２７年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　これで質疑を終わります。

これから議案第２９号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　これで討論を終わります。

これから議案第２９号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第31号 平成27年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算
(第3号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第21、議案第31号、平成27年度紀美野町野上簡
易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

○議長(小椋孝一君) 5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) 歳出1款衛生費、1項簡易水道費で、一般管理費の需用費
で電気料が300万円の減額補正となっています。159ページです。野上簡易水道事
業特別会計でしょう。159ページ、需用費で電気料金が300万円、全体の一般管理
全体が当初が4,000万円ほどで300万円というのは非常に大きな額だと思います
けど、聞きもらしかもしれませんけど、この衛生費の電気料の減額補正について説明を
お願いします。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 水道課長、田中君。

(水道課長 田中克治君 登壇)

○水道課長(田中克治君) 田代議員の御質疑にお答えします。

当初、142万円月々でということで12カ月分1,704万円を計上していました。
ところが実績にては月々117万円ということで、合計1,404万円で差額300
万円の減額としています。以上です。

(水道課長 田中克治君 降壇)

○議長(小椋孝一君) ほかに質疑はございませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 159ページの一般管理費の中の電気料金ですけど、初
日の説明はたしか電気料金の値下げという説明ではなかったんですか。そういうことだ
ったと思うんですが、もう一度お願いします。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 水道課長、田中君。

(水道課長 田中克治君 登壇)

○水道課長 (田中克治君) 美濃良和議員の御質疑にお答えします。

おっしゃるとおりです。電気料金の値下げ、言いましたのは、予定が 1 4 2 万円の 1 2 カ月でして、値下げによりまして 1 1 7 万円の 1 2 カ月の 3 0 0 万円の減ということで御理解をお願いします。

(水道課長 田中克治君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第 3 1 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第 3 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 1 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 2 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算
(第 3 号) について

○議長 (小椋孝一君) 日程第 2 2、議案第 3 2 号、平成 2 7 年度紀美野町美里簡
易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) について、議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第 3 2 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長(小椋孝一君) 本日はこれで散会します。

(午前11時59分)